

**新潟県選挙管理委員会規程第7号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年6月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地	市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地
(略)			(略)		
上越市	(略) 上越総合病院	(略) <u>上越市大道福田61</u> 6	上越市	(略) 上越総合病院	(略) <u>上越市大道福田14</u> 8-1
	(略) 介護老人保健施設 アルカディア上越	(略) <u>上越市大道福田56</u> 0		(略) 介護老人保健施設 アルカディア上越	(略) <u>上越市大道福田20</u> 0-1
(略)			(略)		
佐渡市	(略) 佐渡総合病院	(略) <u>佐渡市千種161</u>	佐渡市	(略) 佐渡総合病院	(略) <u>佐渡市千種113-1</u> 1
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。